## 日常の視線

地番である。 地番である。 地番である。 地番である。 一人二二年(大正二)一人の神官が明治と共に静かに生涯を 一九二二年(大正二)一人の神官が明治と共に静かに生涯を 一九二二年(大正二)一人の神官が明治と共に静かに生涯を

は今や「官林」。その重みが義一や村方にずっしりとのしかか 元村方、組合村方、又ハ政府ニ於テ故障無之分」という断り書下之処、拙者落札ニ付貴殿江御示談申入候」。太政官達は「地 を布告した。義一はこの詔を丁寧に写し取り、興味ある評を加 林として固定された。政府は七七年、社会へ譲歩して減租の詔 で士族から地券証を買い取った。地租改正を経て神杜の森は官 った。氏子総代をはじめ上野村の有力者の寄付でやっとの思い きがあった。しかし、かっては村方に恩恵をもたらした朱印地 長野県士族上田住芦田歡造が義一の前に立ち現れた。「今般払 知が義一のもとへ届いた。社地官林二反五畝の地券証を持った その一年後七四年一二月、大宮神社境外官林の士族への払下通 この言葉は生涯彼の脳裏から離れることはなかった。 一月、政府は「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」と「産業資本 ^為メ官林荒蕪地払下規則」 (太政官達四二六号) を定めた。 月、寺社朱印地の上地を命ずる太政官布告であった。「官林」。 義一が維新の手荒い洗礼を浴びたのは一八七一年 七三年一 (明治四

今日の新聞を見ますると官員さんの黜陟が大分御座り舛

## 内田修道

云ふ川柳を聞きました。ましたやら或る人の咄しに竹鎗で一寸つきだす弐分五厘と此辺も咋年中諸々にて竹の鎗をつき出したのが少々はきゝ

それからこっE食、篭っつ「てぎ申上急ト宮木、長日淡々とした視線で見守っていた。」自らの手ひどい体験に激することもなく、非日常を日

常から

モノニ無之儀ト奉存侯
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無之様とある
モノニ無力を
モノニを
モノニ無力を
モノニを
モノニを
モノニ無力を
モノニを
モノニ無力を
モノニを
エートを

実をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。 実をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。 養一は当初大蔵省の取った官林の民有化政策を突如として変 実をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。 妻をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。 実をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。 実をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。 養一は当初大蔵省の取った官林の民有化政策を突如として変 業をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。

(京浜歴史科学研究会代表)